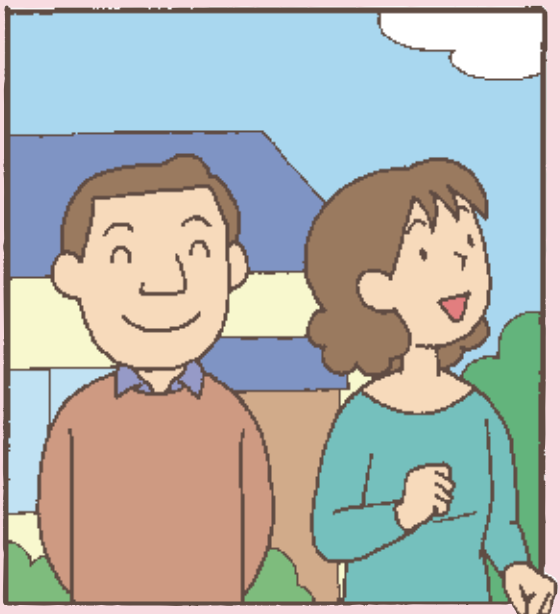
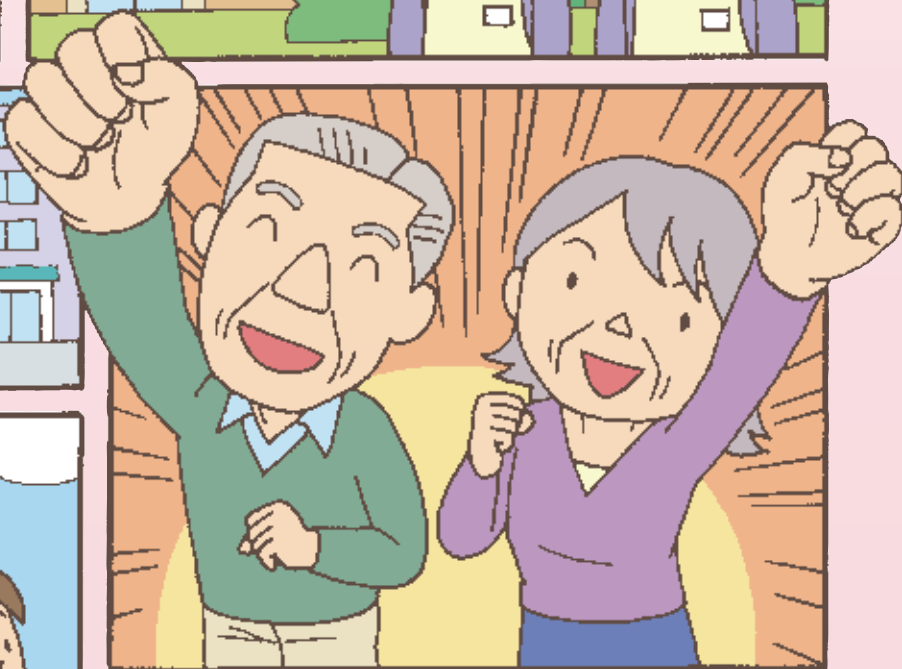


あんしん

平成27年度から
介護保険制度が
変わりました

介護保険

くらしをささえる制度があります！



鳥栖地区広域市町村圏組合



平成27年度 介護保険制度改正のポイント

平成27年4月から

介護保険サービスを利用したときの、利用者負担が変わりました

介護報酬改定にともなって、介護保険サービスの利用料が変更されました。

介護保険料が変わりました

介護保険制度の見直しにより介護保険の財源の構成割合が、65歳以上の人は22%、40～64歳の人は28%に変更されました。また、低所得の人の介護保険料については、所得段階の負担割合を低く設定し負担を軽減しました。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変わりました

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の人となりました。
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する場合も、新規入所は原則として要介護3以上の人となります。

複合型サービスの名称が変わりました

地域密着型サービスで提供している「複合型サービス」が、サービス内容を具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称されました。

多床室の居住費が変わりました

施設サービスを利用したときの多床室の居住費と、その負担限度額が変わりました。

平成27年8月から

一定以上所得者は利用者負担が2割になります

一定以上所得者（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上）がサービスを利用したときの利用者負担は、1割から2割になります。

この改正により、介護保険の認定者全員に利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費等」の利用者負担段階区分（所得等に応じた区分）に「現役並み所得者」を新設し、上限額を設定します。

高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の利用者負担（それぞれのサービスの限度額適用後の利用者負担）が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成27年8月の計算期間分から変更されます。

特定入所者介護サービス費等の給付要件が変わります

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合
- ①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

市区町村により開始時期は異なります

地域密着型サービスに「地域密着型通所介護」が追加されます（平成28年4月以降に開始）

定員が18人以下の小規模な通所介護が、「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスへ移ります。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります（平成29年4月から開始されます）

市区町村が行う新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。また、要支援1・2の人が利用する介護予防サービスのうち「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移ります。



もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります

介護保険のしくみ 4

介護保険のしくみについて知りましょう

要介護認定 6

介護保険のサービスを利用するには 要介護認定の申請が必要です

ケアプラン 10

ケアプラン・介護予防ケアプランを 作成します

利用者の負担 12

介護（介護予防）サービスは原則1割の 利用者負担で利用できます

介護サービス（要介護1～5） 16

介護保険で利用できるサービス 介護サービス（在宅サービス）

施設サービス（要介護1～5） 20

介護保険で利用できるサービス 施設サービス

介護予防サービス（要支援1・2） 22

介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

生活環境を整えるサービス 26

介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

地域密着型サービス 30

介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス

地域包括支援センター 33

地域包括支援センターを利用しましょう

地域支援事業 34

65歳以上の人のために

介護保険料 38

介護保険はみなさんが納める保険料を 財源としています

事業所一覧 42



介護保険はささえあいの制度です

介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、介護の不安や負担を社会全体で支えるしくみです。高齢になっても、必要な介護サービスを選び、利用することによって、住みなれた家や地域で自立して、いきいきと暮らしていくことができます。

介護保険の運営は鳥栖地区広域市町村圏組合が行います。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人（被保険者）

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。



介護保険サービスの自己負担分の支払い

要介護認定
被保険者証の交付
負担割合証の交付

要介護認定の申請
介護保険料の納付

鳥栖地区広域市町村圏組合

鳥栖地区広域市町村圏組合は鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町の1市3町で構成されています。

- 介護保険を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 被保険者証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。（平成27年8月から）
- サービスの確保・整備をします。

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

P33

介護報酬の支払い

介護保険サービスを提供

サービス事業者

- 都道府県などの指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業などが、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供します。



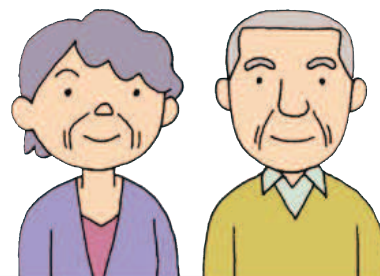
40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

介護や支援が必要と認められた場合、介護保険のサービスが利用できます。

65歳以上の人

➡第1号被保険者

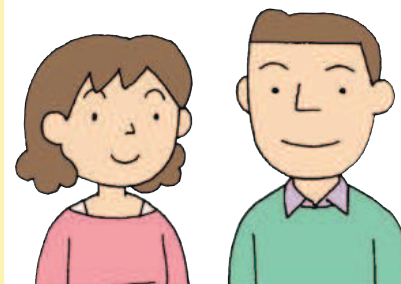


第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったときに、鳥栖地区広域市町村圏組合の認定を受け、サービスを利用します。

40～64歳の人

（医療保険に加入している人）

➡第2号被保険者



第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったときに、鳥栖地区広域市町村圏組合の認定を受け、サービスを利用します。

特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
- 脊髄小脳変性症
- 脊管狭窄症
- 早老症（ウェルナー症候群等）

- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 閉塞性動脈硬化症
- がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回

- 復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
- 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険のサービスを利用するには要介護認定の申請が必要です



1 要介護（要支援）認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当の窓口に認定の申請をしましょう。

申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

■申請には以下のものが必要です

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
- 認印

申請書には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。
主治医がない場合は窓口にご相談ください。



2 認定調査が行われます

認定調査

職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

主治医意見書

利用者本人の主治医に鳥栖地区広域市町村圏組合から依頼し介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

※申請受付時に「予診票」をお渡ししておりますので申請後2週間以内に主治医に持参してください。



認定調査を受けるときは…

体調のよいとき（通常時）に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

家族などに同席してもらう

家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくで安心です。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

3 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。（一次判定の結果）
- 特記事項…調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

鳥栖地区広域市町村圏組合が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



4 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

平成27年8月から、介護保険の認定者全員に利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護保険の介護サービスが利用できます。

P10

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護保険の介護予防サービスが利用できます。

P10

非該当

生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある人などです。市町が行う介護予防事業が利用できます。介護保険のサービスは利用できません。

※平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月（介護認定審査会の意見に基づき認定の有効期限を12か月に延長する場合があります）、更新認定の場合は原則6～12か月（要介護状態で安定と判定されれば最大で24か月に延長）です。（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

こんなときは？

申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護サービスを利用することができます。その場合は「暫定ケアプラン」を作成して鳥栖地区広域市町村圏組合に届け出ると、介護サービスを受けることができます。

こんなときは？

認定結果に納得できないとき

要介護（要支援）認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、通知を受け取った日から60日以内に、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に申し立てをすることができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

こんなときは？

要介護（要支援）認定の有効期間内に心身の状態が変化するとき

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に区分の変更を申請してください（手続きは初回と同じ）。

契約するときの注意点、サービスに苦情や不満があるとき

契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的 …契約の目的となるサービスが明記されているか。

契約の当事者 …利用者と事業者との間の契約になっているか。

指定事業者 …都道府県等から指定された事業者か。

サービスの内容 …利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

契約期間 …在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

利用者負担金 …利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているか。

利用者からの解約 …利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。

損害賠償 …サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

秘密保持 …利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報保持されるようになっているか。

※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。



サービスに苦情や不満があるときは？

介護（予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者に相談しづらいつきは、下のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておく安心です。



「鳥栖地区広域市町村圏組合」に相談

相談や苦情の内容をもとに、「鳥栖地区広域市町村圏組合」で事業者を調査して指導します。



「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。



「国保連合会」に相談

市区町村での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連合会（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。



ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します



介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

■居宅介護支援事業者とは

都道府県などの指定を受け、ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

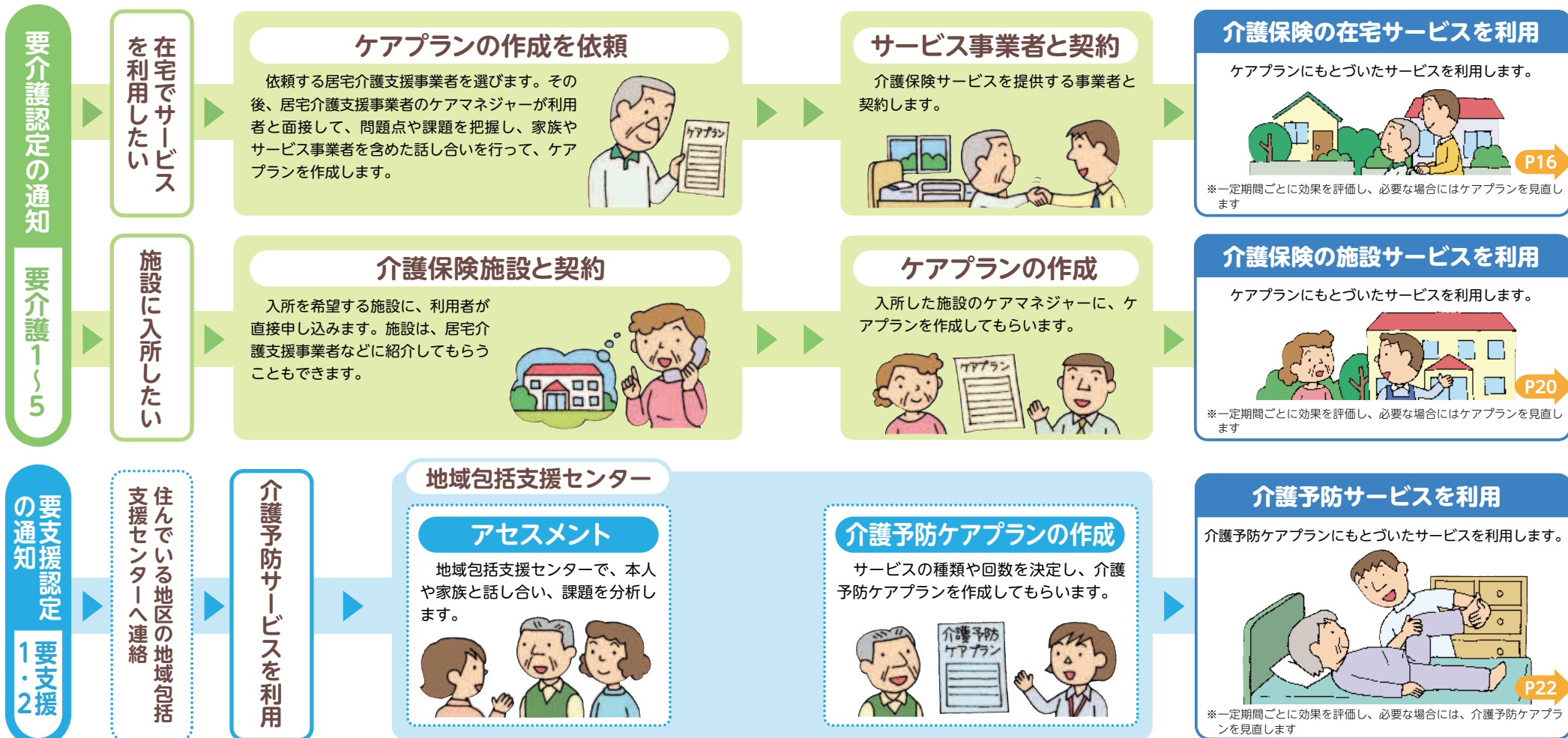
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています



■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



介護(介護予防)サービスは 1割または2割の利用者 負担で利用できます



ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割または2割をサービス事業者に支払います。



変わります

一定以上所得者（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上）は、平成27年8月から2割負担となります。

介護保険負担割合証が発行されます（平成27年8月から）

要介護認定を受けた人全員に、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

在宅サービスの費用について

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割（一定以上所得者は、平成27年8月から2割）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

1か月の在宅サービスの支給限度額

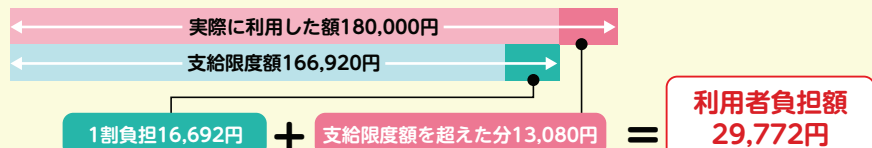
要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス
●介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防特定施設入居者生活介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く） ●特定介護予防福祉用具販売 ●介護予防住宅改修費支給
要介護1～5の人のサービス
●居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く） ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額(1割負担の場合)



介護保険を利用しやすくするために 利用者負担の軽減制度があります



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

※高額介護サービス費に該当する方には、「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」を送付しますので、必要事項に記入・押印し、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に提出してください。（原則申請は初回のみ）

変わります

平成27年8月から、利用者負担段階区分に現役並み所得者（同一世帯に属する第1号被保険者の中に課税所得145万円以上の人がある、単身の場合年収383万円以上、2人以上の場合年収520万円以上の人）を新設し、上限額が設定されます。

◆利用者負担の上限額（1か月）

●平成27年7月までの所得での段階区分

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●一般	37,200円
●住民税世帯非課税	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人)

●平成27年8月からの所得での段階区分

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●現役並み所得者 平成27年8月新設	44,400円
●一般	37,200円
●住民税世帯非課税	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人)

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。それらを合算して年額の限度額が設けられました。限度額を超えた分は、申請して認められると後から支給されますので、みなさんの負担が軽減され、安心して介護や医療のサービスを利用できます。

介護保険の自己負担額

月額で限度額が設けられています
「高額介護サービス費」

医療保険の自己負担額

月額で限度額が設けられています
「高額療養費」

高額医療・高額介護合算制度

それぞれを合算し、
年額で限度額を設けます

限度額は年額で計算されます

平成27年度支給分は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までを合算します。詳しくは自己負担限度額の表をご覧ください。

世帯ごとに合算します

介護保険と医療保険の両方に、自己負担額がある世帯を対象とします。食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

70歳以上の人はすべての自己負担額を合算の対象にできますが、70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1か月21,000円以上のみを合算の対象とします。



介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

変わります 平成27年8月から、70歳未満の人の限度額が変わります。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人		所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人
	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～			
901万円超	176万円	212万円	現役並み 所得者	67万円	67万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円	一 般	56万円	56万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円	低所得者II	31万円	31万円
210万円以下	63万円	60万円	低所得者I*	19万円	19万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円			

*低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です

高額合算の申請のしかた

申請先は、毎年7月31日現在の加入医療窓口になります。

国保・後期に加入している方

- ① 医療保険の窓口で「支給申請」を提出します。

(ワンストップサービスの実施により、介護分の自己負担額証明書の添付は必要ありません。)



- ② 申請後、医療保険で支給額の計算をします。



- ③ 医療保険から、介護保険へ算出した額を通知します。



- ④ 医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額がそれぞれ通知され、支給されます。



利用者の負担

社会保険・共済保険等に加入している方

- ① 介護保険の担当窓口で「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。



- ② 介護保険の担当窓口から「自己負担額証明書」を交付してもらいます。



- ③ ②でもらった「自己負担額証明書」を添付して、医療保険の担当窓口で支給の申請をします。



- ④ 医療保険で支給額の計算をします。

- ⑤ 医療保険から介護保険へ算出した額を通知します。

- ⑥ 医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額が通知され、支給されます。



●市町によって、申請のしかたなどが異なる場合があります。詳しくは市町の担当窓口までお問い合わせください。

要介護1～5の人が利用できるサービスです

介護保険で利用できるサービス 介護サービス（在宅サービス）



在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。平成27年8月から一定以上所得者（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上）がサービスを利用した場合、利用者負担は2割になります。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。介護職員処遇改善加算などもあります。

変わりました 平成27年4月からの介護報酬改定にともないサービス費用が変わりました。

自宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降助も行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	245円
-----------------------	------

生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	183円
-----------------------	------

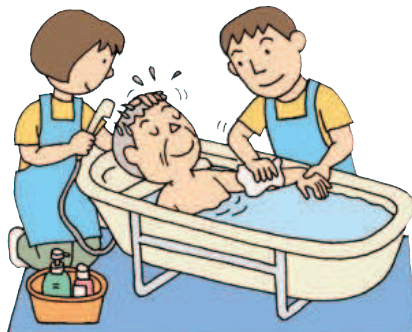
※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます

通院等のための乗車または降車の助 （1回につき）	97円
-----------------------------	-----

※移送にかかる費用は別途負担が必要です

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

1回	1,234円
----	--------

自宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

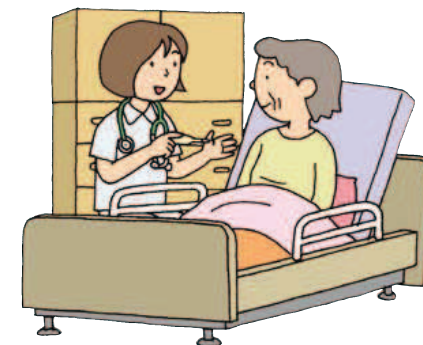
1回※	302円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

訪問看護ステーションからの 訪問の場合（30分未満の場合）	463円
----------------------------------	------

病院または診療所からの訪問 の場合（30分未満の場合）	392円
--------------------------------	------

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます

※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

医師・歯科医師の指導の場合 （月2回まで）	503円
--------------------------	------

施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)
通常規模の事業所の場合(7時間以上9時間未満の場合)

要介護1	656円
要介護2	775円
要介護3	898円
要介護4	1,021円
要介護5	1,144円

療養通所介護の場合

6時間以上8時間未満	1,511円
------------	--------

※送迎を含む
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
通常規模の事業所の場合(6時間以上8時間未満の場合)

要介護1	726円
要介護2	875円
要介護3	1,022円
要介護4	1,173円
要介護5	1,321円

※送迎を含む
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります



施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

短期入所生活介護

介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合(1日につき)
平成27年8月から()内の金額になります

要介護1	646円 (599円)
要介護2	713円 (666円)
要介護3	781円 (734円)
要介護4	848円 (801円)
要介護5	913円 (866円)

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

短期入所療養介護

介護老人保健施設 多床室の場合(1日につき)

要介護1	823円
要介護2	871円
要介護3	932円
要介護4	983円
要介護5	1,036円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)(1日につき)

要介護1	533円
要介護2	597円
要介護3	666円
要介護4	730円
要介護5	798円





施設で生活しながら介護を受けられるサービスです

介護保険で利用できるサービス 施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設のみ要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割^{*}に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の1割

※平成27年8月から、一定以上所得者は2割

+

食費

+

居住費

+

日常生活費

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

変わりました 多床室の金額が変わりました。

- 居住費……ユニット型個室 1,970円、ユニット型準個室 1,640円、従来型個室 1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）、多床室370円（平成27年8月から、介護老人福祉施設と短期入所生活介護は840円）
- 食費……1,380円

低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

変わりました

- 多床室の金額が変わりました。
- 平成27年8月から、①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合 ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合 ①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります

日常生活の支援をしてほしい

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室 平成27年8月から（ ）内の金額になります	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	16,410円	17,820円(16,410円)	18,750円
要介護2	18,420円	19,830円(18,420円)	20,730円
要介護3	20,460円	21,870円(20,460円)	22,860円
要介護4	22,470円	23,880円(22,470円)	24,840円
要介護5	24,420円	25,830円(24,420円)	26,820円

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



変わりました 平成27年4月から、新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

介護やリハビリを受けたい

介護老人保健施設（老人保健施設）

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	20,850円	23,040円	23,220円
要介護2	22,200円	24,480円	24,570円
要介護3	24,030円	26,310円	26,430円
要介護4	25,590円	27,840円	28,020円
要介護5	27,120円	29,430円	29,550円

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。



医療を中心とした介護を受けたい

介護療養型医療施設（療養病床等）

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	19,230円	22,350円	23,010円
要介護2	22,320円	25,440円	26,100円
要介護3	29,010円	32,130円	32,790円
要介護4	31,860円	34,980円	35,640円
要介護5	34,410円	37,530円	38,190円

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。



●従来型個室…ユニットを構成しない個室 ●多床室…ユニットを構成しない相部屋
●ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
●ユニット型準個室…壁が天井までなく、すき間がある個室
※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです

介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。平成27年8月から一定以上所得者（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上）がサービスを利用した場合、利用者負担は2割になります。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。介護職員処遇改善加算などもあります。

変わりました ●平成27年4月からの介護報酬改定にともないサービス費用が変わりました。

自宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や食事など生活の支援を行います。

●利用者負担のめやす（1割の場合）〈1か月につき〉

週1回程度の利用	1,168円
週2回程度の利用	2,335円
週2回程度を超える利用 （要支援2のみ）	3,704円

※身体介護・生活援助の区分はありません

※乗車・降車等介助は利用できません



介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

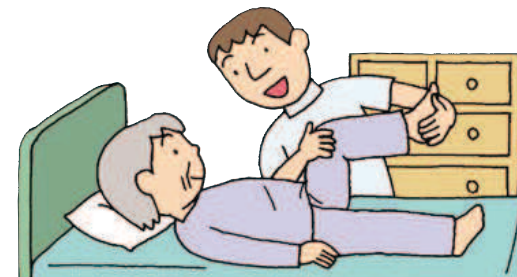
全身入浴	834円
------	------



自宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

1回※	302円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

訪問看護ステーションからの訪問の場合 （30分未満の場合）	463円
病院または診療所からの訪問の場合 （30分未満の場合）	392円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

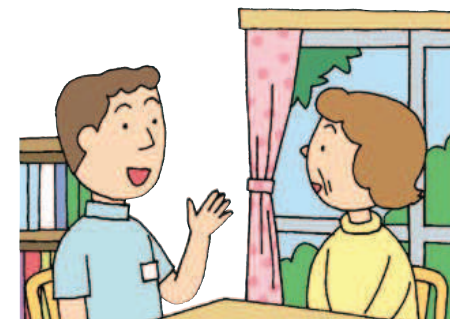


介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

医師・歯科医師の指導の場合 （月2回まで）	503円
--------------------------	------



施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。



●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1か月につき〉

共通的服务

要支援1	1,647円
要支援2	3,377円

※送迎、入浴を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	150円
口腔機能向上	150円
生活機能向上 グループ活動	100円

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1か月につき〉

共通的服务

要支援1	1,812円
要支援2	3,715円

※送迎、入浴を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	150円
口腔機能向上	150円

選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせで利用することもできます。

運動器機能向上	理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。
栄養改善	管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。
口腔機能向上	歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入所してサービスを受けたい

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合〈1日につき〉

平成27年8月から()内の金額になります

要支援1	473円 (438円)
要支援2	581円 (539円)

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設 多床室の場合〈1日につき〉

要支援1	608円
要支援2	762円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1日につき〉

要支援1	179円
要支援2	308円



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

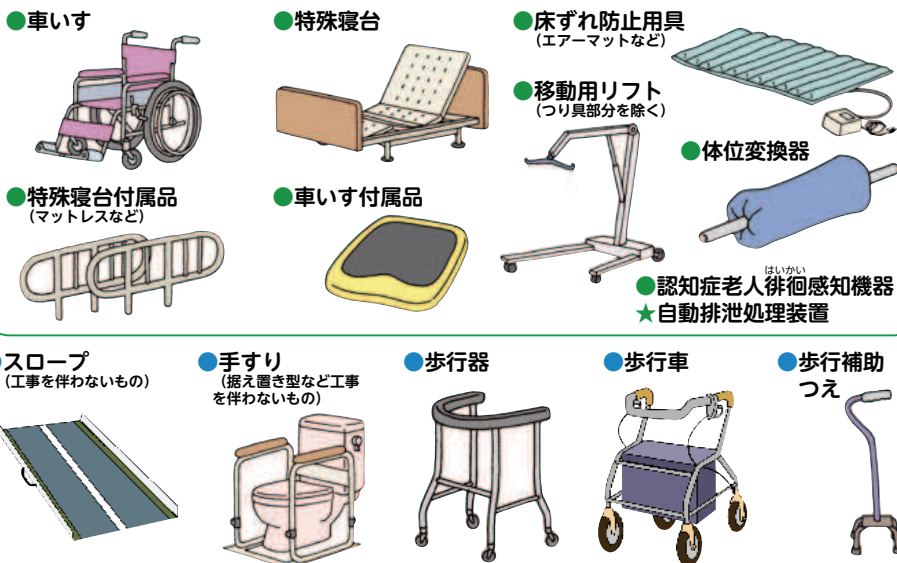
【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

対象品目



※要支援1・2および要介護1の方には、●印の車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。また、★印の自動排泄処理装置（尿のみを吸引するものは除く）は要支援1・2および要介護1～3の方には原則として保険給付の対象となりません。例外的に貸与を希望される方は、介護保険課または、ケアマネジャーなどにご相談ください。

◆利用者負担について

●用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P12）が適用されます。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

事前申請が必要

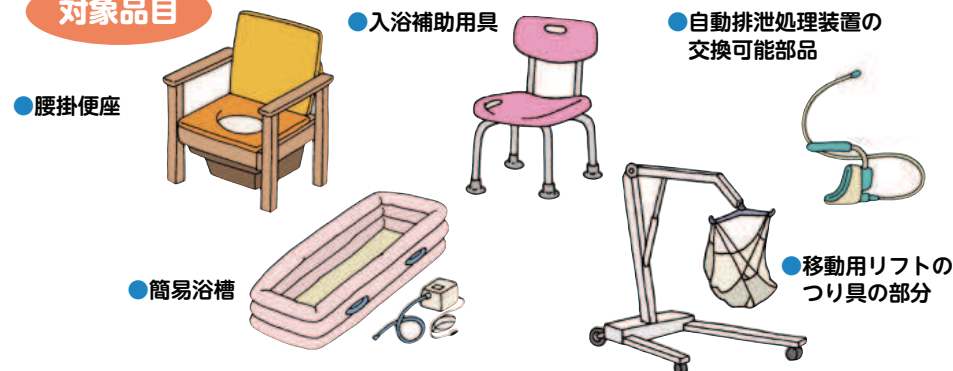
要介護1～5

要支援1・2

- 腰掛け便座
- 簡易浴槽
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

対象品目



●自己負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて鳥栖地区広域市町村圏組合に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割が支給され、1割（一定以上の所得がある人は、平成27年8月から2割）を負担します。

指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

1 福祉用具購入費支給の申請

- 提出書類**
- 福祉用具購入費事前申請書
 - 購入する福祉用具のパフレット（写）
 - 見積書
 - その他必要な書類

2 購入

3 請求

- 提出書類**
- 福祉用具購入費支給申請（請求）書
 - 領収書（原本確認）
 - 写真（購入した福祉用具の設置状況が確認できるもの）
 - 居宅介護（介護予防）福祉用具費支給申請に伴う使用状況確認書

4 福祉用具購入費の支給（翌月の25日頃支給）

※25日が土・日・祝日の場合は、その前の平日に支給されます。

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前申請が必要

事前に市区町村へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- 20万円を上限に費用の9割が介護保険から支給され、1割を負担します。一定以上所得者は平成27年8月から8割が介護保険から支給され、2割を負担します。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。



要介護1～5

要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事

memo*

住宅改修費利用の手順

1 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談

利用者の心身の状態や日常生活の動線を考慮したうえで、理学療法士や作業療法士などのアドバイスを受けながら相談します。

2 住宅改修費支給の事前申請

鳥栖地区広域市町村圏組合に以下の書類を提出し、支給の事前申請をします。

- 提出書類
- 住宅改修費支給申請書
 - 住宅改修前の写真
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 改修予定の図面
 - 工事費見積書
 - 住宅所有者の承諾書（本人または家族が所有者の場合は不要）

3 施工・完成・請求

工事終了後、以下の書類を鳥栖地区広域市町村圏組合へ提出し、必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

- 提出書類
- 住宅改修完了届
 - 住宅改修に要した費用の領収書（原本確認）
 - 住宅改修後の写真

4 現地確認（自宅訪問）・住宅改修費の支給（確認の翌々月の25日頃支給）

※介護保険による住宅改修を行う事業者は、鳥栖地区広域市町村圏組合に事前に登録が必要です。詳しくは、鳥栖地区広域市町村圏組合にお尋ねください。



下記の2つの方法にて給付します。

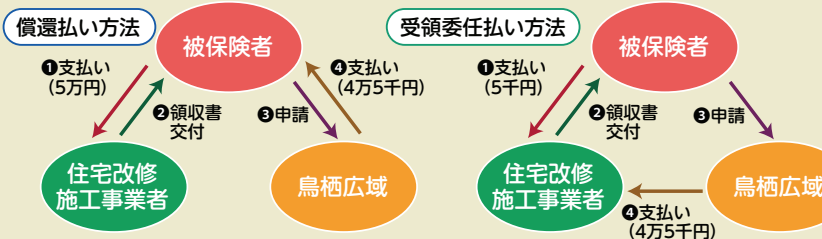
償還払い

被保険者は、住宅改修施工業者に住宅改修に要した費用を全額支払い、後日、支給対象額に保険給付率(90/100)を乗じて得た額が被保険者に支給されます。一定以上所得者は平成27年8月から保険給付率(80/100)となります。

受領委任払い

被保険者は、住宅改修施工業者に受領の権限を委任し、費用(限度額)の1割だけを支払い、残りの9割分を保険者が住宅改修施工業者へ直接支給します。介護保険料に滞納がない方が利用できます。一定以上所得者は平成27年8月から2割を負担します。

(例)費用が5万円(1割負担)の場合





介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。平成27年8月から一定以上所得者（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上）がサービスを利用した場合、利用者負担は2割になります。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

変わりました 平成27年4月からの介護報酬改定にともないサービス費用が変わりました。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす（1割の場合）
〈1か月につき〉

要支援1	3,403円
要支援2	6,877円
要介護1	10,320円
要介護2	15,167円
要介護3	22,062円
要介護4	24,350円
要介護5	26,849円

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。 ※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

変わりました 名称が「複合型サービス」から変わりました。



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす（1割の場合）
〈1か月につき〉

要介護1	12,341円
要介護2	17,268円
要介護3	24,274円
要介護4	27,531円
要介護5	31,141円

認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人が、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす（1割の場合）
〈7時間以上9時間未満〉共用スペースを利用する場合

要支援1	469円
要支援2	496円
要介護1	506円
要介護2	524円
要介護3	542円
要介護4	560円
要介護5	579円



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

要支援1の人は利用できません

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす（1割の場合）
〈1日につき〉ユニット数1の場合



※ショートステイで利用ができる場合もあります（費用は異なります）

要支援2	755円
要介護1	759円
要介護2	795円
要介護3	818円
要介護4	835円
要介護5	852円

ヘルパーさんに自宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要支援1・2の人は利用できません

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

●利用者負担のめやす（1割の場合）〈1か月につき〉
介護、看護一体型事業所の場合

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

◆介護のみを利用

要介護1	5,658円
要介護2	10,100円
要介護3	16,769円
要介護4	21,212円
要介護5	25,654円

◆介護と看護を利用

要介護1	8,255円
要介護2	12,897円
要介護3	19,686円
要介護4	24,268円
要介護5	29,399円

身近な地域の施設に入所したい

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1日につき)

要介護1	533円
要介護2	597円
要介護3	666円
要介護4	730円
要介護5	798円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

●利用者負担のめやす(1割の場合)(1日につき)

	従来型個室	多床室 平成27年8月から()内の金額になります	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	547円	594円 (547円)	625円
要介護2	614円	661円 (614円)	691円
要介護3	682円	729円 (682円)	762円
要介護4	749円	796円 (749円)	828円
要介護5	814円	861円 (814円)	894円

要支援1・2の人は利用できません

変わりました 平成27年4月から、新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

※ただし、すでに入所している要介護1・2の人(要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む)や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません



●利用者負担のめやす(1割の場合)
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	981円/月
定期巡回サービス	368円/回
随時訪問サービス	560円/回

要支援1・2の人は利用できません

みなさんの生活を支える相談窓口です

地域包括支援センターを利用しましょう

地域包括支援センターは、みなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士が、みなさんの生活を支える役割を担っています。



なんでもご相談ください

総合相談

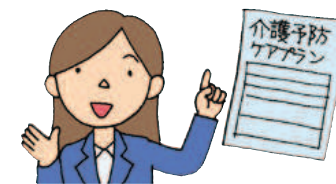
介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。



自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。



みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心して暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。



地域のネットワークをつくり、みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。



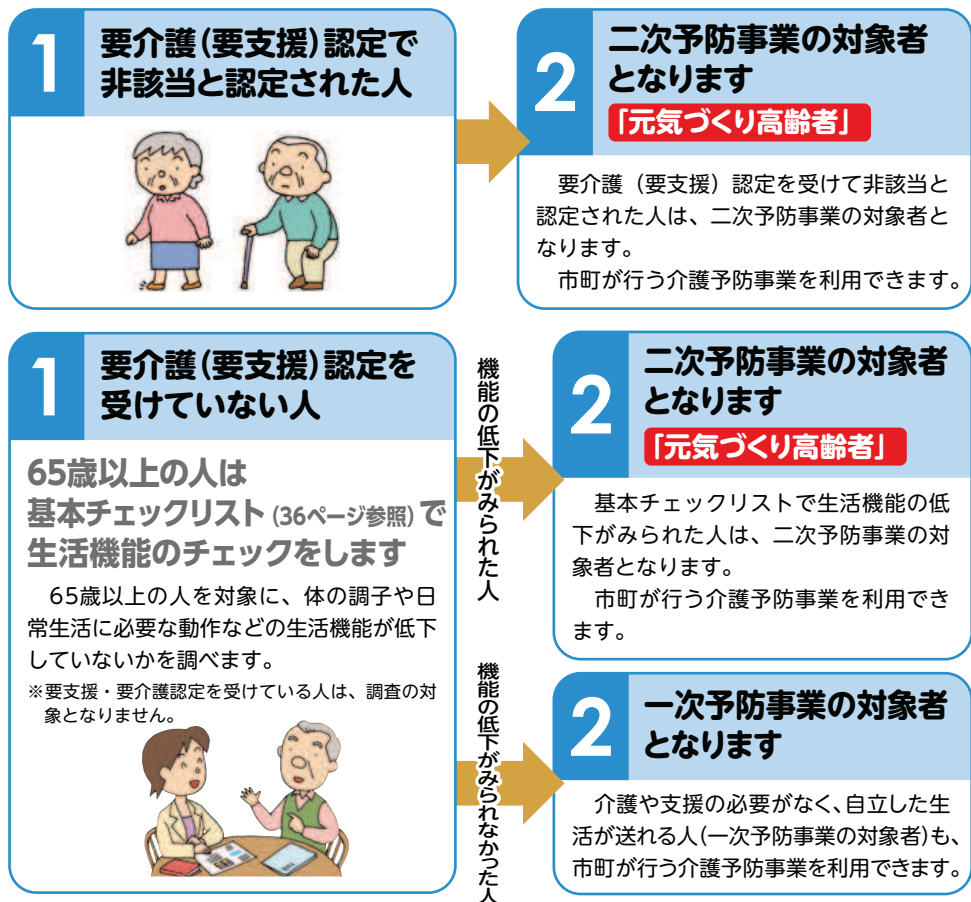


介護予防に取り組みましょう！



地域支援事業（介護予防のご案内） 65歳以上の人のために

二次予防事業の対象者の通称名を「元気づくり高齢者」と佐賀県内で統一しています。いつまでも元気で自分らしく暮らすために、元気なうちから介護予防に取り組みましょう。



生活機能とは？

生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。今の自分の状態をチェックして、できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。基本チェックリスト（36ページ参照）で確認しましょう。

介護予防事業は、「一次予防事業の対象者」向けと、「二次予防事業の対象者」向けに分かれています。なお、本組合では65歳以上の方（要支援・要介護認定者を除く）を対象に基本チェックリスト（P36）を実施し、回答者の方のお体の状態などに応じた適切な事業展開をすすめてまいります。

3 課題を分析します

本人や家族と話し合い、課題を分析し、目標や参加するプログラムを決めます。必要に応じて、介護予防ケアプランを作成します。



3 一次予防事業の対象者向けのサービスを利用

介護予防に関する講演会や介護予防教室、生活支援などのサービスを利用できます。



4 二次予防事業の対象者向けのプログラムを利用

以下のような機能訓練プログラムなどを行います。

介護予防事業で利用できるプログラム

運動器の機能向上

ストレッチや有酸素運動、バランストレーニングなどをします。



栄養改善

低栄養を予防するための食べ方や食事作り、食材の選び方の指導、情報提供などをします。



口腔機能の向上

歯みがきや義歯の手入れ方法の指導、摂食・飲み込み方の機能向上訓練などをします。



閉じこもり予防・支援 認知症予防・支援／うつ予防・支援

市町が行う健康教室や、介護予防プログラム、ボランティアによる活動などを通じて、予防や支援をします。

プログラム参加後は、効果を評価し、必要な場合には、プログラムや目標等を見直します。

生活機能をチェックしてみましょう

		はい	いいえ
①	バスや電車で一人で外出していますか		
②	日用品の買い物をしていますか		
③	預貯金を出し入れしていますか		
④	友人の家を訪ねていますか		
⑤	家族や友人の相談にのっていますか		
⑥	階段を手すりや壁をつたわずにのぼっていますか		
⑦	いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか		
⑧	15分くらい続けて歩いていますか		
⑨	この1年間に転んだことはありますか		
⑩	転倒に対する不安は大きいですか		
⑪	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか		
⑫	身長 m 体重 kg (BMI) (注)		
⑬	半年前にくらべて固いものが食べにくくなりましたか		
⑭	お茶や汁物などでむせることがありますか		
⑮	口の渇きが気になりますか		
⑯	週に1回以上は外出していますか		
⑰	昨年とくらべて外出の回数が減っていますか		
⑱	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか		
⑲	自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか		
⑳	今日が何月何日かわからないときがありますか		

(21～25)は、ここ2週間のことを振り返ってチェックしてください

21	毎日の生活に充実感がない		
22	これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった		
23	以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる		
24	自分が役に立つ人間だと思えない		
25	わけもなく疲れたような感じがする		

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする。

ピンクの箇所チェックが入った場合、運動機能の低下、閉じこもり、口腔機能の低下、低栄養、認知症、うつなど、何らかの生活機能の低下が心配されます。地域包括支援センターや保健センター、主治医などに一度相談してみましょう。



まずはこんな運動から

筋力をつけましょう

「私は毎日歩いているから大丈夫」と思っていませんか？ たしかにウォーキングは心肺機能の向上には効果的ですが、使う筋力は全体の20～30%。それだけでは筋力の維持はできても向上はできません。筋力を向上させるためには、筋肉に一定の負荷をかける運動が必要です。ウォーキングに筋肉を使う運動をあわせて行えば、運動効果が上がります。

■ウォーキング

- ・心肺機能向上
- ・ストレス発散



両方あわせて行おう

■筋肉を使う運動

- ・筋力の向上
- ・骨を丈夫に

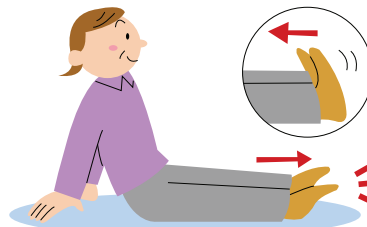


はじめてみよう 軽い運動

座ってできる運動

■足首の曲げ伸ばし

- ①両手を後ろにつき、ひざを伸ばして座ります。
- ②背中を伸ばし、足首をできるだけからだの側に曲げます。5秒間ほど停止した後、今度は足底に向けてしっかり伸ばします。
- ③これを5～10回くり返します。



★ひざから足首にかけて、より強い力を入れてそらすためには、かかとを持ち上げる気持ちで行うと効果的です。

■片足上げ

- ①背中をきちんと伸ばした姿勢で座ります。
- ②ひざを伸ばしたまま、片方の足をゆっくり持ち上げます。
- ③無理に伸ばしすぎないように注意し、ゆっくりと下ろします。
- ④片足ずつ、左右それぞれ10回行いましょう。



★足をまっすぐピンと伸ばすとひざが痛む人は、途中でやめ、軽く曲げたままで行うとよいでしょう。



みなさんが納める介護保険料について

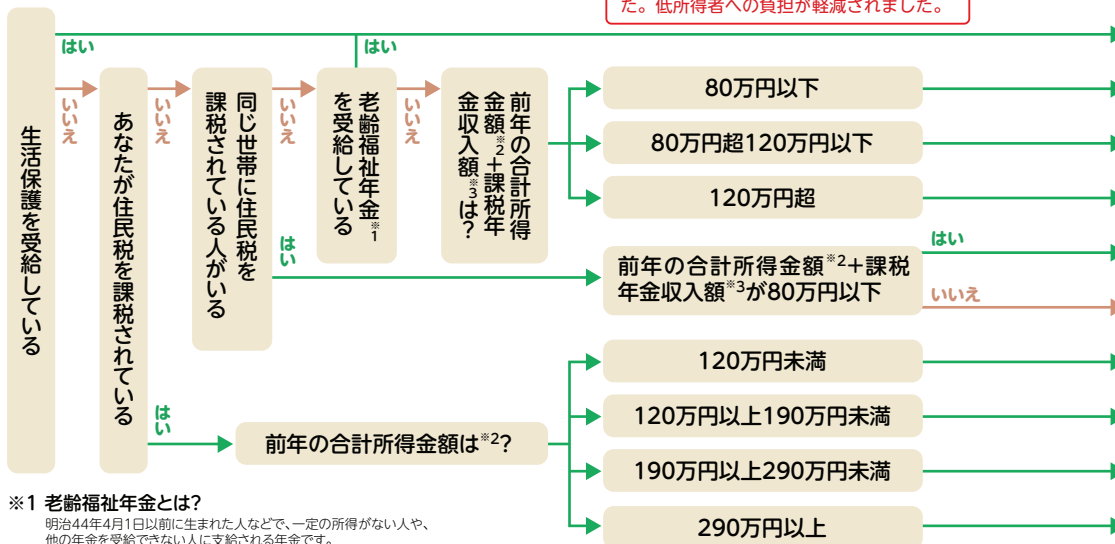
介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています



65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

変わりました

平成27年4月から介護保険料が変わりました。低所得者への負担が軽減されました。



※1 老齢福祉年金とは?

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

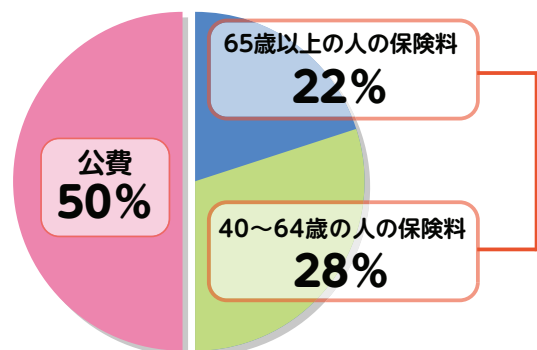
※2 合計所得金額とは?

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※3 課税年金収入額とは?

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

介護保険の財源 (利用者負担分は除く)



※平成27～29年度までの割合です

※65歳以上の保険料22%は公費軽減を含みます

変わりました

平成27年4月から介護保険料の財源の構成割合が変わりました。

半分以上がみなさんの保険料でまかなわれています



65歳以上の人の保険料は、市町の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。

第1号被保険者の基準額はどのように決まります

基準額
(年額)

$$= \frac{\text{市町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市町の第1号被保険者数}}$$

※保険者によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数は異なるため、基準額も保険者ごとに異なります。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	- 本人及び世帯全員が住民税非課税者である老齢福祉年金受給者 - 生活保護者 - 本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.45	26,268円 (月額2,189円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.70	40,860円 (月額3,405円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	0.75	43,776円 (月額3,648円)
第4段階	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	52,536円 (月額4,378円)
第5段階 (基準額)	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方であって、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方	1.0	58,368円 (月額4,864円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	70,044円 (月額5,837円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.3	75,888円 (月額6,324円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.5	87,552円 (月額7,296円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.7	99,228円 (月額8,269円)

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険者(市町)ごとに決められた「基準額」をもとに
みなさんの所得などに応じて段階毎に決められます

保険料の上昇を抑える対策をしています!

① 保険料の軽減措置を設けました。

- 第6期の保険料所得段階については、6段階から9段階へ見直しされた国の標準所得段階に沿って設定していますが、第2段階の保険料率については、国の標準保険料率が0.75となっており第5期の保険料率0.65に對して、急激な保険料負担の増加となるため緩和措置として0.7に設定します。
- 法律の規定に基づき公費による低所得者の保険料負担の軽減強化を実施します。平成27年度より第1段階の保険料率を本来0.5のところを0.45に軽減しています。また、消費税が10%に増税された後には、第1段階保険料率0.45を0.3に、第2段階保険料率0.7を0.45に、第3段階保険料率0.75を0.7に軽減する予定です。

② 高齢者に対する介護予防事業実施により、認定者数及び給付費を抑制します。

③ 介護給付費準備基金を取り崩し第6期介護保険料へ充当します。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額※によって2種類に分けられます。特別徴収（年金からの天引き）が原則ですが、普通徴収（納付書又は口座振替）で納付する場合があります。保険料は65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納付していただきます。

※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が対象です。老齢福祉年金などは対象になりません。

特別徴収 年金が 年額18万円以上 の人 ▶ 年金から天引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収 年金が 年額18万円未満 の人 ▶ 納付書・口座振替

保険者から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

保険料納付は 口座振替が 便利です

口座振替を希望される方は、指定の振替依頼書に記入していただき、依頼書を鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの市町窓口にお出ください。（振替依頼書は、お住まいの市町窓口および指定の金融機関窓口にあります）

- 振替は申込された月の翌月の納期分から開始となります。
- 振替開始前の保険料や、残高不足などにより自動引落されなかった場合などは、納付書で納めることになります。

40歳から64歳の人（第2号被保険者）の保険料

国民健康保険に加入している人の保険料は市町の国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料（介護保険分）} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算 + 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算 + 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらか計算

※保険料と同額の国庫からの負担があります。

介護保険料（分）は医療保険分（国民健康保険）等をあわせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担します。

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。ただし特定被保険者を除く。

保険料を納めないでいると「給付制限」がかかります。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。介護保険サービスについては、被保険者の方のみならずご家族の方にも密接な関わり合いとなりますので、ご家族の方も被保険者の保険料納付に御理解をお願いします。

1年以上
滞納すると

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付が支払われる形となります。



1年6か月以上
滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部、または全部が差し止めとなったり、なお滞納が続くと保険給付額から滞納していた保険料を控除されることもあります。



2年以上
滞納すると

利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。



減免等

災害等の特別な事情など*で保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収猶予や減免が受けられることがありますので、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当窓口までご相談ください。

※資産を活用してもなお生活が困窮している状態にある人において、減額される場合があります。

事業所一覧

平成27年3月1日現在(休止中の事業所は掲載していません)

● 居宅介護支援

居宅介護支援事業所

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	ケアプランセンター 未来	841-0004	鳥栖市神辺町1477番地	0942-81-5922
2	○	ケアプランセンター 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3	○	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目14番地	0942-85-9330
4	○	J A福祉ケアプランサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
5	○	ひまわりの園 居宅介護支援事業所	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-85-8839
6	○	けいしん居宅介護支援センター	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-84-6128
7	○	とさくさん指定居宅介護支援事業所	841-0025	鳥栖市曾根崎町1273番地3	0942-50-5031
8	○	居宅介護支援事業所ほほえみ	841-0025	鳥栖市曾根崎町2382番地	0942-87-3032
9	○	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
10	○	ケアプランサービス あんしん	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地14	0942-85-8765
11	○	ふれあい ケアマネージメントサービス	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地12	0942-85-1440
12	○	鳥栖市中央在宅介護支援センター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
13	○	ケアプランセンター ひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-82-2885
14	○	居宅介護支援事業所ろくじゅかん	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-4316
15	○	ケアプランサービス セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5174
16	○	居宅介護支援事業所すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
17	○	まごころ医療館ケアプランサービス	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目210番地	0942-87-5002
18	○	今村病院居宅介護支援事業所	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-1608
19	○	真心の園 在宅介護支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-6305
20	○	いずみケアプランサービス	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-8025
21	○	ヒューマンサポート・タッチ	841-0073	鳥栖市江島町3300番地1	0942-81-5287
22	○	山津ケアプランサービス	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
23	○	ケアプランサービス 南風	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-50-8122
24	○	居宅介護支援事業所 寿楽園	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
25	○	花のみねケアプランサービス	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
26	○	ゆうゆう居宅介護支援事業所	840-1102	三養基郡みやき町大字天建寺1492番地1	0942-96-5500
27	○	居宅介護支援事業所ひまわり	840-1105	三養基郡みやき町大字寄人1695番地3	0942-81-9070
28	○	JA さが いなほの郷居宅介護支援事業所	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀5440番地1	0942-94-4388
29	○	居宅介護支援事業所 なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字箕原4260番地	0942-94-9215
30	○	居宅介護支援センター おおしま	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁4305番地40	0942-89-3001
31	○	マネージメントサービス さわやか	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾6436番地	0942-81-6164

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
32	○	花のみね式番館ケアプランサービス	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
33	○	ケア・マネジメントサービス 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4616
34	○	三樹病院居宅介護支援事業所	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所272番地3	0952-52-7285
35	○	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050

介護予防支援事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	△	鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3113
2	△	鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-82-2041
3	△	鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-85-8721
4	△	鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2188
5	△	基山地区地域包括支援センター	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-81-7039
6	△	みやき町地域包括支援センター	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾6436番地4 (みやき町北茂安保健センター内)	0942-89-3371
7	△	上峰地区地域包括支援センター	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田107番地2 (おたっしや館内)	0952-52-5250

● 在宅サービス

訪問介護

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	ホームヘルプサービス 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
2	◎	やよいがおかヘルパーステーション	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番地	0942-87-7533
3	◎	ヘルパーステーションすみれ	841-0011	鳥栖市永吉町782番地17	0942-87-3520
4	◎	J A福祉ホームヘルプサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
5	◎	あいぞら訪問介護ステーション	841-0017	鳥栖市田代大官町332番地1	0942-84-4332
6	◎	ひまわりの園ホームヘルプサービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
7	◎	ホームヘルプ けいしん	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-83-1075
8	◎	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
9	◎	鳥栖市中央ホームヘルパーステーション	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
10	◎	ホームヘルプサービス セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5173
11	◎	指定訪問介護 すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
12	◎	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター びすけっと鳥栖	841-0055	鳥栖市養父町35-1-2 コーポヒロ103号室	0942-83-1944
13	◎	ヘルパーステーション 元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2765
14	◎	ヘルパーステーションろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-82-7133
15	◎	真心の園 ホームヘルパーステーション	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-81-1661
16	◎	ヘルパーステーションいずみ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-85-8036
17	◎	ヒューマンサポート・タッチ	841-0073	鳥栖市江島町3300番地1	0942-81-5287
18	◎	山津ヘルパーステーション	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所					
	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
19	◎	ヘルパーステーション花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-87-8573
20	○	訪問介護事業所エルスリー佐賀基山	841-0201	三養基郡基山町大字小倉275番地1	0942-92-2660
21	◎	さくら訪問介護ステーション	841-0201	三養基郡基山町大字小倉457番地2	0942-85-8252
22	◎	JA さが いなほの郷	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀5440番地1	0942-94-4388
23	◎	中原たすけあいの会指定訪問介護事業所	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀6706番地2	0942-94-9107
24	◎	みやき町ホームヘルプサービス	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾6436番地	0942-81-6161
25	◎	ホームヘルプサービスチーム 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4617
26	○	有限会社 介護家事サービス上峰	849-0124	三養基郡上峰町大字堤1868番地1	0952-51-1255

訪問入浴

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	訪問入浴介護サービス ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
2	◎	真心の園 訪問入浴サービス	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-0818

訪問看護（ステーション）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	聖マリア病院鳥栖訪問看護ステーション	841-0004	鳥栖市神辺町1588番地6	0942-81-1134
2	◎	訪問看護ステーション 寿楽	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3	◎	訪問看護ステーション弥生が丘	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目6番地	0942-85-8989
4	◎	チャイム訪問看護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地15	0942-87-5233
5	◎	あいぞら訪問看護ステーション	841-0017	鳥栖市田代大官町332番地1	0942-84-4332
6	◎	プラスワン訪問看護ステーション	841-0024	鳥栖市原町1314番地17	0942-85-9381
7	◎	訪問看護ステーション あんしん	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地14	0942-85-8765
8	◎	訪問看護ステーション ふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地12	0942-85-1441
9	◎	医療法人せとじまクリニック 訪問看護ステーションセントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5170
10	◎	エンジェル訪問看護ステーション	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3030
11	◎	真心の園訪問看護ステーション	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-87-9321
12	◎	訪問看護ステーションきやま	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦991番地2	0942-85-8298
13	◎	医療法人光風会 訪問看護ステーションひかりあ	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁2927番地	0942-89-2800

訪問看護（病院・診療所等）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	啓心会病院	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-83-1030
2	◎	こやなぎ内科循環器科クリニック	841-0024	鳥栖市原町1077番地3	0942-81-5424
3	◎	医療法人真正会 古賀医院	841-0071	鳥栖市原古賀町609番地2	0942-83-3457
4	◎	いのくち医院	849-0102	三養基郡みやき町大字養原2946番地1	0942-94-4677

※平成26年3月から平成27年2月までの1年間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

訪問リハビリテーション

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所					
	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目143番地	0942-87-3150
2	◎	医療法人仁徳会 今村病院	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地10	0942-83-3771
3	◎	医療法人社団如水会 今村病院	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-84-2760
4	◎	医療法人勇愛会 大島病院	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁4287番地	0942-89-2600

※平成26年3月から平成27年2月までの1年間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

通所介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	デイサービスセンター 未来	841-0004	鳥栖市神辺町1477番地	0942-81-5922
2	◎	デイサービスセンター 寿楽園 式号館	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3	◎	やよいがおかデイサービスセンター	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番地	0942-87-7533
4	◎	プロジェクトエース弥生が丘	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目13番地	0942-85-9358
5	◎	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目14番地	0942-85-9330
6	◎	鳥栖市地域共生ステーション 特定非営利活動法人とさくさん とす	841-0012	鳥栖市田代昌町 5 番地	0942-84-8087
7	◎	J A 福祉デイサービスセンター	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
8	◎	デイサービスセンター南風田代	841-0016	鳥栖市田代外町699番地4	0942-50-8728
9	◎	ひまわりの園デイサービスセンター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
10	◎	デイサービスけいしん	841-0022	鳥栖市飯田町69番地1	0942-81-1125
11	◎	デイサービス人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
12	◎	鳥栖市地域共生ステーション 特定非営利活動法人とさくさん きざと	841-0025	鳥栖市曾根崎町1273番地3	0942-48-8177
13	◎	デイサービスセンター 「ほほえみ」	841-0025	鳥栖市曾根崎町2382番地	0942-87-3032
14	◎	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖本通	841-0033	鳥栖市本通町2丁目878番地7	0942-85-8306
15	◎	小規模型通所介護ふれあいの家秋葉	841-0036	鳥栖市秋葉町1丁目1016番地2	0942-87-7123
16	◎	デイサービスセンタートクダ t o s u	841-0037	鳥栖市本町2丁目83番地1	0942-85-8603
17	◎	鳥栖市中央デイサービスセンター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
18	◎	小規模デイサービスひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-85-8265
19	◎	デイサービスセンター緑寿館	841-0044	鳥栖市高田町213番地1	0942-84-7553
20	◎	デイサービスセンター セントポーリアセカンドステージ	841-0046	鳥栖市真木町1990番地	0942-50-5151
21	◎	デイサービスセンター セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5172
22	◎	デイサービスきたえるーむ鳥栖中央	841-0048	鳥栖市藤木町2番地1	0942-87-5011
23	○	デイサービスセンターお元気広場	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3226
24	◎	デイサービスセンターすこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
25	◎	デイサービスセンター 元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2765
26	◎	今村病院デイサービスセンター	841-0061	鳥栖市轟木町1572番地	0942-83-8787

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
27	◎	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2603番地1	0942-81-3100
28	◎	デイサービスセンターろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-82-7133
29	◎	真心の園 デイサービスセンター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-0818
30	◎	デイサービスセンターあさひ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-2396
31	◎	デイサービスいやし	841-0081	鳥栖市萱方町158番地10	0942-87-8875
32	◎	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖北	841-0081	鳥栖市萱方町194番地6	0942-82-4809
33	◎	医療法人社団三善会デイサービスセンター善	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
34	◎	デイサービスセンター花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-87-8573
35	◎	デイサービスセンター花ノ木Ⅱ番館	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-50-8122
36	○	通所介護事業所エルスリー佐賀基山	841-0201	三養基郡基山町大字小倉275番地1	0942-92-2660
37	◎	デイサービスさくら	841-0201	三養基郡基山町大字小倉457番地2	0942-85-8251
38	◎	デイサービスセンター本桜	841-0201	三養基郡基山町大字小倉1673番地98	0942-85-9991
39	◎	デイサービスセンター 寿楽園	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
40	◎	エンターテイメントデイサービスおたのしみ	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦186番地57	0942-85-9024
41	◎	けやき台デイサービス	841-0205	三養基郡基山町けやき台1丁目33番地8	0942-81-7083
42	◎	花のみね デイサービスセンター	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3572
43	◎	デイサービスゆうゆう	840-1102	三養基郡みやき町大字天建寺1492番地1	0942-96-5500
44	◎	デイサービスセンターひまわり	840-1105	三養基郡みやき町大字寄人1918番地1	0942-81-9091
45	◎	JA さが いなほの郷デイサービス	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀5440番地1	0942-94-4388
46	◎	中原たすけあいの会指定通所介護事業所	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀6706番地2	0942-94-9107
47	◎	寄り合いステーションさくら坂	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀7471番地	0942-94-2071
48	◎	デイサービス なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字養原4260番地	0942-94-9211
49	◎	ミック健康の森みやき	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁690番地2 1階C号室	0942-89-5711
50	◎	特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁2484番地18	0942-89-3822
51	◎	宅老所せどデイサービスセンター	849-0112	三養基郡みやき町大字江口1488番地	0942-89-9377
52	◎	デイサービスセンター さわやか	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾6436番地	0942-89-1875
53	◎	デイサービス みやき	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈624番地	0942-89-5200
54	◎	花のみね式番館デイサービスセンター	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
55	◎	かみみねデイサービスセンター	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田107番地2	0952-51-1773
56	◎	デイサービスセンター 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-6961
57	◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
58	○	デイサービス家族	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所3153番地1	0952-55-7878

通所リハビリテーション

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	山津リハビリセンター	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-84-0012
2	◎	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目143番地	0942-87-3150
3	◎	石橋整形外科デイケアセンターつばさ	841-0014	鳥栖市桜町1465番地1	0942-82-7751
4	◎	デイケアなないろ	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-84-6119
5	◎	通所リハビリテーションふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地16	0942-85-1446
6	◎	医療法人せとまクリニック通所リハビリテーション	841-0046	鳥栖市真木町1974番地4	0942-87-5008
7	◎	三輪堂医院デイケアセンター	841-0051	鳥栖市元町1086番地	0942-83-2281
8	◎	通所リハビリテーションセンター まごころ	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目210番地	0942-48-5009
9	◎	通所リハビリテーション 「いまむら」	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3018
10	◎	通所リハビリテーション さいわい	841-0062	鳥栖市幸津町1761番地1	0942-83-6800
11	◎	デイケアセンター あおぞら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
12	◎	みきクリニック通所リハビリテーション明日花	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1331番地9	0942-96-9620
13	◎	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	三養基郡みやき町大字養原1116番地1	0942-94-4488
14	◎	指定通所リハビリテーションゆうあい	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁4305番地40	0942-89-9100
15	◎	三樹病院通所リハビリテーション明日葉	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7281
16	△	三樹病院グリーン明日葉	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7331

※平成26年3月から平成27年2月までの1年間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

福祉用具貸与・販売

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	サポート中九州	841-0026	鳥栖市本鳥栖町834番地3	0942-84-7765
2	◎	有限会社 丸信	841-0037	鳥栖市本町1丁目919番地	0942-83-2420
3	◎	株式会社 介助鳥栖営業所	841-0052	鳥栖市宿町1157番地1	0942-84-8282
4	◎	フランスベッド株式会社鳥栖営業所	841-0061	鳥栖市轟木町1700番地	0942-83-4821
5	◎	有限会社 豊	841-0062	鳥栖市幸津町1384番地	0942-82-8607
6	◎	株式会社 フロンティア佐賀営業所	841-0074	鳥栖市西新町1422番地209	0942-81-5767
7	◎	はなレンタルサポート	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦186番地15	0942-81-7113

短期入所生活介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	短期入所サービス 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
2	◎	ひまわりの園短期入所サービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
3	◎	真心の園 ショートステイ	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2301
4	◎	ケア付有料老人ホーム ショートステイばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
5	◎	ショートステイ 花のみね	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
6	◎	ショートステイ なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字養原4260番地	0942-94-9211
7	◎	ショートステイ花のみね式番館	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
8	◎	ショートステイサービス 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655
9	◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-7970

短期入所療養介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
2	◎	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
3	◎	きやま高尾病院	841-0203	三養基郡基山町大字園部270番地1	0942-92-4860
4	◎	短期入所サービス あおぞら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
5	◎	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	三養基郡みやき町大字養原1116番地1	0942-94-4488

特定施設入居者生活介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅱ番館	841-0047	鳥栖市今泉町2395番地1	0942-80-0022
2	◎	介護付有料老人ホーム百楽仙	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目292番地	0942-87-5557
3	◎	介護付有料老人ホーム百楽仙 別館	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目293番地	0942-85-9926
4	◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅰ番館	841-0066	鳥栖市儀徳町2238番地1	0942-84-6020
5	◎	ケア付有料老人ホームばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
6	◎	シニアハウス S O R A	841-0084	鳥栖市山浦町2963番地	0942-81-5050
7	◎	ケアハウスあおぞら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
8	◎	介護付き有料老人ホーム紀水苑別館	849-0102	三養基郡みやき町大字養原4239番地3	0942-94-9231
9	◎	介護付有料老人ホームケアライフ花のみね	840-1101	三養基郡みやき町大字西島3154番地1	0942-96-3877

●施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	特別養護老人ホーム 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
2	○	特別養護老人ホーム ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
3	○	特別養護老人ホーム 真心の園	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2301
4	○	特別養護老人ホーム 花のみね	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
5	○	特別養護老人ホーム なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字養原4260番地	0942-94-9211
6	○	特別養護老人ホーム 花のみね式番館	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
7	○	特別養護老人ホーム 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655

介護老人保健施設

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
2	○	介護老人保健施設 あおぞら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
3	○	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	三養基郡みやき町大字養原1116番地1	0942-94-4488

指定介護療養型医療施設

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
2	○	きやま高尾病院	841-0203	三養基郡基山町大字園部270番地1	0942-92-4860

●地域密着型サービス

認知症対応型通所介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	デイサービスセンターほほえみ夢工房	841-0016	鳥栖市田代外町612番地7	0942-83-0186

認知症対応型通所介護（グループホーム共用型）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	グループホーム なの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
2	◎	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161
3	◎	グループホーム クオーレ基山	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦885番地6	0942-81-7455

小規模多機能型居宅介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	小規模多機能型居宅介護 遊喜	841-0026	鳥栖市本鳥栖町814番地1	0942-50-8701
2	◎	小規模多機能ホーム お元気横丁	841-0052	鳥栖市宿町1398番地12	0942-84-3216
3	◎	小規模多機能型居宅介護 きぼう	841-0071	鳥栖市原古賀町859番地1	0942-83-7926
4	◎	小規模多機能介護事業所 いちょうの樹どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2977番地3	0942-87-7007
5	◎	春風	841-0201	三養基郡基山町大字小倉306番地2	0942-48-5336
6	◎	小規模多機能型居宅介護 たんぼぼ	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾2751番地2	0942-89-3889

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	グループホーム 喜楽	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目31番地	0942-81-5550
2	◎	グループホーム 喜楽Ⅱ	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目6番地	0942-83-8855
3	◎	グループホーム さくらの樹	841-0005	鳥栖市弥生ヶ丘4丁目22番地	0942-82-5777
4	◎	グループホーム こもれび	841-0012	鳥栖市田代昌町462番地1	0942-87-3456
5	◎	グループホーム なの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
6	◎	グループホーム けいしん	841-0022	鳥栖市飯田町69番地1	0942-81-1185

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
7	◎	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161
8	◎	グループホーム すむのさと	841-0044	鳥栖市高田町206番地1	0942-84-5888
9	◎	グループホーム お元気ハウス	841-0052	鳥栖市宿町1399番地1	0942-84-3216
10	◎	グループホーム マーブルくらのうえ	841-0056	鳥栖市蔵上3丁目304番地	0942-87-5558
11	◎	グループホーム 安心とどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地3	0942-85-8907
12	◎	グループホーム 「かがやきの里」とどろき	841-0061	鳥栖市轟木町1574番地	0942-84-4577
13	◎	グループホーム 「つくしの菴」	841-0063	鳥栖市下野町1391番地3	0942-83-4023
14	◎	グループホーム めぐみ	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-48-1033
15	◎	グループホーム きぼう原古賀センター	841-0071	鳥栖市原古賀町854番地	0942-84-6427
16	◎	グループホーム 大樹	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3561
17	◎	グループホーム みどりヶ丘	841-0084	鳥栖市山浦町2621番地1	0942-87-3232
18	◎	グループホーム どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2975番地5	0942-81-2022
19	◎	グループホーム 風のふく丘三ヶ敷	841-0203	三養基郡基山町大字園部413番地2	0942-81-7814
20	◎	グループホーム クオーレ基山	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦885番地6	0942-81-7455
21	◎	グループホーム ありがとー	840-1102	三養基郡みやき町大字天建寺2096番地3	0942-81-9181
22	◎	グループホーム ひまわりの郷	840-1105	三養基郡みやき町大字寄人1997番地1	0942-81-9097
23	◎	グループホーム 安心いちたけ	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1234番地	0942-96-4737
24	◎	グループホーム 安心なかばる	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀190番地3	0942-94-5331
25	◎	グループホーム きらら	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀7470番地3	0942-94-9222
26	◎	グループホーム いっぱ	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原3067番地2	0942-94-9188
27	◎	グループホーム 安心しらかべ	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁244番地1	0942-89-3007
28	◎	グループホーム 和が家	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈3864番地	0942-89-2133
29	◎	グループホーム のぎく	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-4973
30	◎	グループホーム のぎく「かがやきの里」 かみみね	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896番地	0952-53-5735
31	◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
32	◎	グループホーム さくらんぼ	849-0124	三養基郡上峰町大字堤1907番地1	0952-52-0208

わが家の介護メモ

居宅介護支援事業者

ケアプランの作成や、サービス事業者との連絡・調整を行います



在宅サービス事業者

ケアプランにもとづいて在宅のサービスを提供します



その他の連絡先





お問い合わせは

鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス: <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

出前講座・その他総務に関すること……総務課 総務係

☎0942-81-4825 FAX.0942-85-2084

介護保険料に関すること……総務課 収納対策室 介護保険料係

☎0942-85-3637 FAX.0942-81-3316

要介護・要支援認定に関すること……介護保険課 認定係

介護保険給付に関すること……介護保険課 給付係

☎0942-81-3315 FAX.0942-81-3316

地域支援事業（介護予防）に関すること…介護保険課 地域支援係

☎0942-81-3111 FAX.0942-81-3316

または

鳥栖市にお住まいの方 鳥栖市役所 社会福祉課 ☎0942-85-3554 (直通)

基山町にお住まいの方 基山町役場 健康福祉課 ☎0942-92-7964 (直通)

上峰町にお住まいの方 上峰町役場 健康福祉課 ☎0952-52-7413 (直通)

みやき町にお住まいの方 みやき町地域包括支援センター ☎0942-89-3371 (直通)

鳥栖地区介護支援専門員協議会
鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会
鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会
鳥栖・三養基地区訪問看護ステーション連絡協議会

合同ホームページアドレス

<http://www.tosukaigo.com/>

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

R100



この冊子は環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙及び植物油インキを使用しています。

禁無断転載©東京法規出版
KG012170-P13